

【新設】(法人が発行した債券を取得した者が実質的に多数でないもの)

66の5の2-12 金融商品取引業者等(金融商品取引法第34条に規定する金融商品取引業者等又はこれに準ずる外国の法令に基づくものをいう。以下66の5の2-12において同じ。)が会社法第679条に規定する募集社債の総額の引受けを行う契約又はこれに準ずる外国の法令に基づくものを締結し、社債(同法第2条第23号に規定する社債又はこれに準ずる外国の法令に基づくものをいう。以下66の5の2-12において同じ。)を取得する場合において、当該社債が発行された日に当該社債を取得した者が当該金融商品取引業者等又は当該金融商品取引業者等から当該社債の販売を目的として取得した他の金融商品取引業者等のみであっても、複数の者(措置法令第39条の13の2第12項各号に掲げる者を除く。以下66の5の2-12において同じ。)が、その発行された日までに当該金融商品取引業者等又は当該他の金融商品取引業者等に対して当該社債の買付けの申込みをしており、かつ、当該複数の者が当該申込みの際に定められた払込みの期日までに当該社債に係る払込みをしているときには、当該社債は措置法第66条の5の2第2項第3号ニに規定する「その取得をした者が実質的に多数でないものとして政令で定めるもの」には該当しない。

【解説】

- 1 令和元年度の税制改正において過大支払利子税制(以下「本制度」という。)の対象となる支払利子等の範囲の見直しが行われ、法人が発行した債券に係る支払利子等(措置法第66条の5の2第2項第2号に規定する支払利子等をいう。以下同じ。)で非関係者(同項第5号に規定する非関係者をいう。以下同じ。)に対するもの(以下「特定債券利子等」という。)については、その債券の銘柄ごとに次に掲げるいずれかの金額が本制度の対象外とされた(措法66の5の2②三ニ)。
 - (1) その支払若しくは交付の際に源泉徴収が行われ、又は特定債券利子等を受ける者の課税対象所得に含まれる特定債券利子等の額と一定の公共法人(措令39の13の2⑦)に対する特定債券利子等(その支払又は交付の際に源泉徴収が行われるものを除く。)の額との合計額
 - (2) (1)に掲げる金額に相当する金額として一定の方法(措令39の13の2⑭)により計算した金額ただし、その法人が発行した債券を取得した者が実質的に多数でないものとして政令で定める債券に係る支払利子等は、特定債券利子等には該当しないこととされ(措法66の5の2②三ニ)、この政令で定める債券とは、債券を発行した日において、その債券を取得した者の全部がその債券を取得した者の一人(以下「判定対象取得者」という。)及びその判定対象取得者の親族など一定の者である場合におけるその債券とされている(措令39の13の2⑫⑬)。
- 2 ところで、金融商品取引業者等(金融商品取引法第34条に規定する金融商品取引業者等又はこれに準ずる外国の法令に基づくものをいう。以下同じ。)が会社法第679条に規定する募集社債の総額の引受けを行う契約(同法に準ずる外国の法令に基づくものを含む。以下同じ。)を締結し、その引受けを行った金融商品取引業者等又はその金融商品取引業者等からその社債(同法第2条第23号に規定する社債又はこれに準ずる外国の法令に基づくものを

いう。以下同じ。)を販売することを目的として取得した他の金融商品取引業者等(以下「引受金融商品取引業者等」という。)が、その社債を複数の投資家に売り付ける場合において、その複数の投資家はその社債を取得する日とその社債を発行した日の翌日以降となることがある。このような場合、その社債を発行した日におけるその社債の取得者は、引受金融商品取引業者等のみであり、その取得者が多数でないという状況が生ずることから、その社債に係る支払利子等は特定債券利子等に該当しないのではないかとの疑義が生ずる。

- 3 この点、社債を発行した日に引受金融商品取引業者等のみがその債券の取得者となるという状況は、社債の発行が外国で行われ、その社債を国内の投資家が取得する場合などの一定の取引慣行の下で行われる取引において生じ得るものであるが、このような取引慣行の下であっても、引受金融商品取引業者等は、その社債を発行した日までに複数の投資家からその社債に係る買付けの申込みを受け、その申込みの際に定められた払込みの期日までにその社債に係る払込みを受けることとなり、その複数の投資家は、その社債を発行した日の翌日以降に、社債を取得することになる。つまり、形式的にはその社債を発行した日に引受金融商品取引業者等のみが取得者となっているものの、実質的には複数の投資家が取得することと同視し得る状態となっているのである。
- 4 そこで、本通達では、金融商品取引業者等が会社法第679条に規定する募集社債の総額の引受けを行う契約を締結し、社債を取得する場合において、複数の者が社債の発行された日までに引受金融商品取引業者等に対してその社債の買付けの申込みをしておき、かつ、その複数の者がその申込みの際に定められた払込期日までにその社債に係る払込みをしているときは、その社債は措置法第66条の5の2第2項第3号ニに規定する「その取得をした者が実質的に多数でないものとして政令で定めるもの」に該当しないことを明らかにしている。
- 5 連結納税制度においても、同様の通達(連措通68の89の2-12)を定めている。